

# 処遇改善等加算制度改正概要

令和6年度版

幼保総合支援室

## 目次

1	今年度の変更点【全施設共通】	
1.1	子ども家庭庁からの通知について……………	2
1.2	通知改正に伴う本市での取扱いについて……………	3
2	様式について【全施設共通】	
2.1	提出物……………	7
2.2	各様式の仕様変更……………	7

# 1 今年度の変更点【全施設共通】

## 1.1 こども家庭庁からの通知について

こども家庭庁通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」が令和6年4月12日付で一部改正されました。

本章に主な改正点をまとめておりますので、以下の内容を御確認ください。

### ① 当年度申請は原則誓約書での提出

前年度に処遇Ⅰ～Ⅲの適用を受けている施設は、処遇Ⅰ～Ⅲの計画書に代えて新たに設けられた誓約書を提出することで、従来まで作成・提出していただいた計画書が不要となります。（前年度実績報告書は従前とおりに提出が必要）

### ② 公定価格における人件費の改定分について

従来までの公定価格上の人件費改定分の算式では、一部施設において人勤の影響額が過大に算定されてしまうため、当初予算の公定価格と補正予算後の公定価格との差額を用いるか、従来までの算式に「0.9」（調整率）を乗じた額のどちらかを用いることとなります。申請書や実績報告書の様式では、国が定める算式の1つを組み込んでいますが、その他の計算方法が認められる場合もありますので、必要に応じてこども家庭庁のホームページをご参照ください。

### ③ 処遇Ⅱに係る職員A・Bの要件

処遇Ⅱの要件として、職員 A については1人以上、職員 B については「基礎職員数（※）×1／5」以上確保することが必要です。職員 A、職員 B の数が必要数に満たない場合は、加算自体を取得することが出来ませんので、御注意ください。

なお、加算が適用される場合は、研修要件を満たした職員に対して適切に配分いただくことが必要です。十分に御確認をお願いします。

※ 「基礎職員数」については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の「別紙1」を御参照ください。

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/3a947484/20240415\\_policies\\_kokoseido\\_76.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/3a947484/20240415_policies_kokoseido_76.pdf)

#### ④ 基礎職員数および加算見込額の算定において、4歳以上児配置改善加算を追加

処遇Ⅰ～Ⅲの加算見込額および基礎職員数の算定にあたっては、令和6年度に新たに新設された「4歳以上児配置改善加算」も考慮することとなります。

そのため、施設類型毎に用意しております。各施設で取得されている加算や受入児童数を入力していただく試算シートに、新たに「4歳以上児配置改善加算」の項目が追加されております。

## 1.2 通知改正に伴う本市での取扱いについて

① 本市においても、前年度申請実績がある施設においては、今年度の処遇Ⅰ～Ⅲ当年度申請について、原則、賃金改善の計画書の提出は不要とし、代わりに誓約書の提出を求めることとなります。

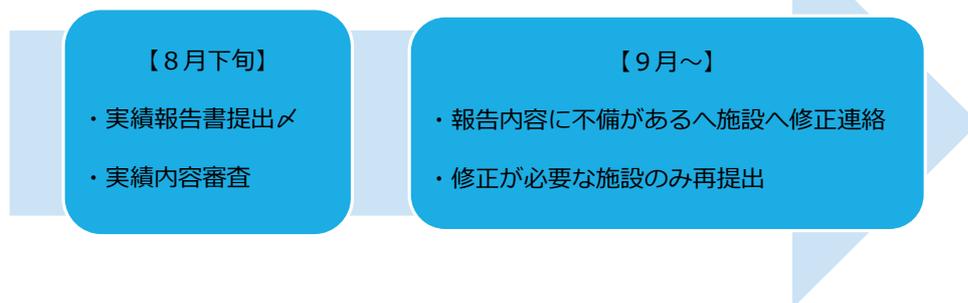
しかし、処遇Ⅱについては、研修要件を満たす職員が必要数確保できていない場合、そもそも加算の適用ができません。加算の適用の可否について判断するため、従来の申請書のうち研修要件確認シートとそれに付随するシートについては、引き続き提出をお願いすることとなります。（提出物については、以下記載しております。）

なお、これまで当室から御案内させていただいているとおり、職員 A については令和 5 年度から研修修了が要件化され、令和 8 年度までかけて、段階的に要件が引き上げられています。また、職員 B についても、令和 6 年度から研修修了が要件化されていますので、御注意ください。

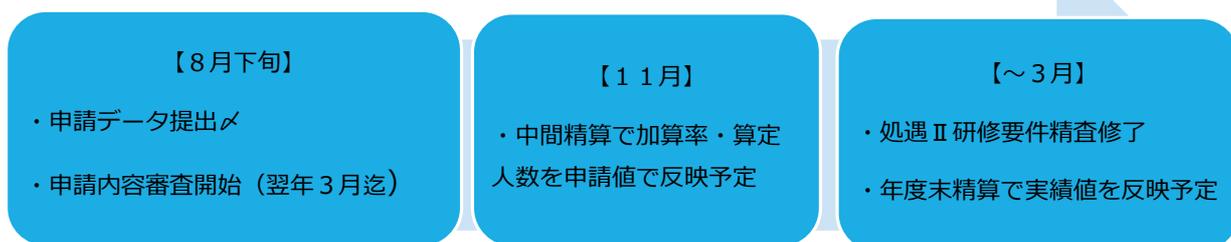
- ② 従来までの公定価格上の人件費改定分の算式では、一部施設において人勤の影響額が過大に算定されてしまうため、当初予算の公定価格と補正予算後の公定価格との差額を用いるか、従来までの算式に「0.9」（調整率）を乗じた額のどちらかを用いることとなります。申請書や実績報告書の Excel においては国が定める算式の 1 つを組み込んでいますが、その他の計算方法が認められる場合もありますので、詳細が必要な場合はこども家庭庁の HP をご参照ください。
- ③ 研修要件については、昨年と同様に「研修要件確認シート」と「研修修了書」等をもとに受講状況を確認します。（次頁には、本市審査事務のイメージフローを記載しております）

(参考) 本市審査フローチャート

### 【前年度実績報告の場合】



### 【申請書の場合（新規申請園・既申請園ともに）】



- ④ 新設の「4歳以上児配置改善加算」については、運営説明会でもお伝えさせていただいたとおり、システムの改修が完了するまで支給を保留させていただいておりますが、処遇改善等加算の算定上、当該加算の取得の有無を「試算シート」で選択していただく必要があります。職員配置状況確認書等を活用しながら、各園で加算取得の予定をご判断いただくようお願いいたします。なお、当該加算は「チーム保育推進加算」又は「チーム保育加配加算」との併給ができませんので、「チーム保育推進加算」又は「チーム保育加配加算」の申請を予定されている園においては、4歳以上児配置改善加算については考慮されないよう、お願いいたします。

※ 特に「チーム保育推進加算」については、例年、年度末に申請の受付を行い、年度末精算におい

て年度当初に遡及して加算を適用させているため、例月の給付費等には含まれておりませんのでご注意ください。

また、「4歳以上児配置改善加算」の認定に際しての通常手続である「公定価格加算算定・減算調整届総括表」等の提出についても現在保留としているところですが、近日加算届等の御案内をさせていただきます。

## 2 様式について【全施設共通】

### 2.1 提出物

各施設の状況に応じて提出データが異なるため、下表のとおりまとめております。

#### 【昨年度申請実績がある施設】

前年度実績	当年度申請書	当年度計画書 もしくは誓約書	(当年度) 研修要件確認シート	(当年度) 研修修了書
○	○	(誓約書のみ) ○	(処遇Ⅱ申請する場合) ○	(処遇Ⅱ申請する場合) ○

#### 【今年度初めて処遇改善を申請する施設】

前年度実績	当年度申請書	当年度計画書 もしくは誓約書	(当年度) 研修要件確認シート	(当年度) 研修修了書
×	○	(計画書のみ) ○	(処遇Ⅱ申請する場合) ○	(処遇Ⅱ申請する場合) ○

### 2.2 各様式の仕様変更

#### 【前年度実績報告書】

なし

#### 【当年度計画書】

従来の処遇Ⅰ～Ⅲの計画書については、施設類型毎に様式が分かれておりましたが、今年からは原則全施設共通の様式としております。例外的に、処遇Ⅱのみ研修要件との関係で、様式が2つ存在しておりますので、作成される際は各施設の種類の様式がダウンロード出来ているかご注意ください。